

希望

発行責任者 / 小林 政 氏

発 行 日 / 2021年12月1日



社報タイトル「希望」は社内で掲げる令和3年の標語です。

No. 186

1月の税務

- **本年最初の給与支払日の前日**
 1. 給与所得者の扶養控除等申告書の提出 提出先…給与の支払者（所轄税務署長）
- **1月11日**
 2. 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）
- **1月31日**
 3. 支払調書の提出
 4. 源泉徴収票の交付 交付先…①所轄税務署長 ②受給者
 5. 固定資産税の償却資産に関する申告
 6. 11月決算法人の確定申告
＜法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
 7. 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
＜消費税及び地方消費税＞
 8. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税及び地方消費税＞
 9. 5月決算法人の中間申告
＜法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
 10. 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告
＜消費税及び地方消費税＞
 11. 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2か月分）＜消費税及び地方消費税＞
 12. 給与支払報告書の提出
 - (1) 提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に関する所得税の源泉徴収義務がある者
 - (2) 提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長
- **1月中において市町村の条例で定める日**
 13. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）

※デスクマット等に挟んでご利用ください。

改正電子帳簿保存法とは

ペーパーレス化の促進を目的とした改正電子帳簿保存法が、2022年1月に施行されます。

《改正のポイント》

- ① 事前承認が不要
- ② タイムスタンプ要件緩和
- ③ スキャナー保存の適正事務処理要件の廃止
- ④ 検索機能の保存要件の緩和
- ⑤ ペナルティの強化



などが、改正になっています。これだけ見ても、会社経理が何をすればいいかわからないと思います。実務的に何をすればいいかをお話しします。

経理負担を軽減するために、まず下記の要件を満たしてください。

1. 電子取引データの訂正及び削除防止に関する事務処理規定を作成してください。
国税庁ホームページにひな形があります。
HP:<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>
2. 電子請求書等のファイル名に日付・取引先名・金額を入れて、データ保存してください。

この2点を整えることで、国税局が求める改正電子帳簿保存法をクリアできます。

ご不明な点がございましたら、担当者までお気軽にお尋ねください。

みかん湯の愉しみ

宍戸真理子

我家ではこの時期、みかん湯に入ります。

- ・みかんの皮を目の粗い洗濯用ネットに入れて、カラカラに乾くまでベランダで干します。
- ・適量を目の詰まった洗濯用ネット等に入れ、湯舟に浮かべます。

少しとろりとした感触のお風呂になり、ほくほくと体の芯まで温まります。市販の入浴剤より湯冷えしにくいと思います。

皆様もいかがでしょうか。ただし、天然成分ですのでカビにはご注意ください。